

(介 50)
令和 2 年 5 月 22 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いについて

今般、特別定額給付金の支給が全国の市区町村において行われることとなっておりますが、厚生労働省より、特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いに関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡においては、特別定額給付金は、介護保険制度において保険料段階や各種給付等の判定に用いられる「合計所得金額」「年金収入及びその他の合計所得金額」や、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における対象者の要件の「年間収入」及び「預貯金等」には含まれないこと等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いについて
(令 2.5.14 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 1 4 日

各 都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
（ 公 印 省 略 ）

特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いについて

今般、別添1「特別定額給付金給付事業について」（令和2年4月30日総務省自治行政
局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下「総務省事務連絡」という。）のとおり、
特別定額給付金の支給が市町村（特別区を含む。）において行われることとなっています。

特別定額給付金の介護保険制度上の取扱いについては、給付金の趣旨・目的を踏まえ、
下記のとおり取り扱うことといたしますので、遺漏なきよう、管内市町村（保険者）に周
知を図るよう御願いたします。

問1 介護保険制度において保険料段階や各種給付等の判定に用いられる「合計所得金額」「年金収入及びその他の合計所得金額」には、特別定額給付金は含まれるのか。

(答)

総務省事務連絡「第20 その他」(2)によれば、「特別定額給付金は、(中略)地方税法の規定により、(中略)地方税において非課税措置が講じられていること」とされていることから、「合計所得金額」及び「年金収入及びその他の合計所得金額」には含まれない。

問2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における対象者の要件の「年間収入」及び「預貯金等」には、特別定額給付金は含まれるのか。

(答)

別添2「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)及び特別低額給付金の趣旨・目的を踏まえ、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業については、現に本事業の対象として認定を受けている者については、特別定額給付金は収入及び預貯金等には含まないこととする。

また、今般の取扱いに伴い、平成17年8月全国介護保険担当課長会議資料でお示ししているQAを改訂し、以下の下線部を追加する。

<平成17年8月全国介護保険担当課長会議資料

「5-8 これまでに寄せられた主な質問に関する考え方(17年10月施行関係)」(抄)>

(問5) 収入要件の「年間収入」には、非課税収入や仕送りなどは含まれるのか。

(答)

「年間収入」は、非課税収入や仕送りなども含むものである。

但し、特別定額給付金については、現に社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象として認定を受けている者については、年間収入及び預貯金等には含まない。

なお、生活保護制度においても、別添3「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて(通知)」(令和2年5月1日社援保発0501第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、「被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする」、また、被保護者が同給付金を「受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること」とされている。

問3 特定入所者介護（予防）サービス費における預貯金要件（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）には、特別定額給付金は含まれるのか。

（答）

問2と同様に、現に特定入所者介護（予防）サービス費の対象として認定を受けている者については、特別定額給付金は収入及び預貯金等には含まないこととする。

なお、段階を判定する際の年間収入等については、問1の通り特別定額給付金は含まれないものである。